



Home > 公益通報

明治学院について[理事長／学院長メッセージ](#)[建学の精神](#)[明治学院一貫教育宣言](#)[設置する学校](#)[法人組織構成図](#)[沿革](#)[発展系図](#)[校歌（学院歌）](#)[年間主題聖句](#)[歴史的建造物](#)[チャペルコンサートシリーズ](#)**ズ**[明治学院ぶどうの木奨学基金](#)**情報公開**[財務情報](#)[役員／教職員数](#)[学生・生徒数など](#)[卒業生の方へ](#)**その他**[募金](#)[明治学院からのお知らせ](#)[公益通報](#)[明治学院創立150周年記念](#)[「明学生によるロゴマーク／キャッチフレーズ」](#)[情報セキュリティについて](#)**公益通報****公益通報**

学校法人明治学院（以下、学院）は、公益通報のための窓口を設置し、「学校法人明治学院公益通報に関する規程」を制定して、公益通報に関する体制を整えました。

明治学院公益通報制度

学院は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、学院の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とし、法令違反に関する内部通報を通報窓口にて受け付けます。通報の対象となるのは、「国民の生命、身体、財産等の保護にかかる法律」として定められた約400本の法律です。

【関連資料】内閣府消費者庁Webサイト >> [対象となる法令一覧 \(PDF /265KB\)](#)

公益通報

下記公益通報者が、学院について、法令違反が生じ又はまさに生じようとしている事実を、不正の利益を得る目的や、学院または第三者に損害を加える目的ではなく、学院内部や行政機関等に通報することをいいます。ただし、ハラスメント関連の通報および「明治学院大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」第1条に定める「公的研究費等」に係る通報は、別の取扱いとなります。

[明治学院公益通報フロー図 \(PDF /175KB\)](#)

[学校法人明治学院公益通報に関する規程 \(PDF /186KB\)](#)

公益通報者

明治学院において公益通報保護法の対象となるのは、以下の方です。

- ・学院と雇用関係にある教職員
- ・学院と雇用関係にある大学院生及び学生
- ・労働者派遣契約に基づく派遣労働者
- ・学院の取引事業者の労働者
- ・その他学院と雇用関係にある者

公益通報者保護

学院は公益通報者保護法その他関係法令を遵守し、公益通報者に対して、公益通報または相談をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いを行うことはありません。

通報・相談の方法および受付

下記窓口において、文書、Faxでの通報することができます。通報には「学校法人明治学院 公益通報書」フォーマットをお使いください。監査室のみ電子メール、面談での通報または相談も受け付けております。面談での相談をご希望の方は、事前に電話予約をお願いします。原則として匿名での通報・相談は受け付けておりません。通報者のプライバシーは厳重に守られます。

・監査室 明治学院大学白金キャンパス本館9階

【封書】〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37 明治学院監査室 *「公益通報」と封筒に記してください。

【メール】koeki@mg.uad.meijigakuin.ac.jp

【Fax】03-5421-5448

【Tel】03-5421-5453 (予約専用)

*日曜・祝日・学院の休業日には受け付けておりません。

・外部窓口(弁護士) ニューブリッジ総合法律事務所内 明治学院公益通報担当弁護士

【封書】〒105-0004 東京都港区新橋1-14-1光和本社ビル2階
ニューブリッジ総合法律事務所内 明治学院公益通報担当弁護士宛
【Fax】03-6457-9026
*日曜・祝日・事務所の休業日には受け付けておりません。

[学校法人明治学院公益通報書 PDF版 \(PDF /116KB\)](#)
[学校法人明治学院公益通報書 MicrosoftWord版 \(word /36KB\)](#)

■ 通報後のプロセス

公益通報として受理された場合、監査室もしくは理事長召集の調査委員会が調査をします。調査後、理事長が是正措置および再発防止策を講じ、監査室が通報者に結果について連絡いたします。

[情報セキュリティについて](#) | [ロゴ利用申請](#) | [このサイトについて](#) | [個人情報の取り扱い](#)
Copyright © Meiji Gakuin All Rights Reserved.